

宇部市街区基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき宇部市が管理する街区基準点測量成果等の測量基準点(以下「街区基準点」という。)の一般的な取り扱いに関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、2級基準点及び3級基準点(相当精度の基準点を含む)であってかつ永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、宇部市地籍調査課とする。

(街区基準点の使用手続)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ「街区基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長へ申請し、「街区基準点使用承認書」(様式第2号)の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「街区基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

2 街区基準点を使用する者は、「街区基準点使用承認書」の写し等を常時携行し、関係者の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「街区基準点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を市長に提出し、市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、街区基準点の撤去・廃点・移転の承認を申請し、又は測量標の廃点処理を協議をする場合は、「街区基準点付近での工事施工届」の提出を省略することことができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5m以下となる行為
- (3) その他街区基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真(街区基準点、街区基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

- 4 街区基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「街区基準点付近での工事しゅん工報告書」(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真(街区基準点、街区基準点周辺が確認できるもの)
 - (2) 街区基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

(測量標の撤去及び廃点)

- 第6条 工事施工者(土地、建物所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。))の行う工事を除く)が、街区基準点を撤去又は廃点する必要が生じた場合には、あらかじめ「街区基準点(撤去・廃点)承認申請書」(様式第6号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。「街区基準点(撤去・廃点)承認書」(様式第7号)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 写真(街区基準点、街区基準点周辺が確認できるもの)
 - 3 土地所有者等の都合により街区基準点を撤去・廃点する必要が生じた場合は、土地所有者等は、「街区基準点(撤去・廃点)承認申請書」(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

- 第7条 主管課との協議や承認が無い状況で、工事施工者が故意又は過失により街区基準点を撤去、滅失、移転等により、その効用に支障をきたした場合、原則として当該街区基準点を既設の構造により復旧し、測量の成果を修正するものとする。
- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は主管課と協議のうえ変更することができる。
 - 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点を滅失又はき損した場合(以下「事故原因者」という。)は、前2項を適用する。
 - 4 街区基準点を復旧するものは「街区基準点(復旧・移転)承認申請書」(様式第8号)を市長へ申請し、「街区基準点(復旧・移転)承認書」(様式第9号)の承認を受けるものとする。

(機能回復の施工者)

- 第8条 街区基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は主管課で必要に応じて設置工事を行う。
- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
 - (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
- 2 測量成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、同37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき主管課で行う。

(設置工事)

- 第9条 工事施工者等は、街区基準点を機能回復する場合、設置位置及び設置施工方法について、施工前に主管課と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は主管課が支給するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする図書と写真を主管課に提出しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「街区基準点設置工事しゅん工報告書」(様式第10号)を市長に提出し、主管課の検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 街区基準点の設置工事に要する費用(既設の街区基準点の撤去費用を含む。)及び街区基準点の測量作業に要する費用の負担は次表を標準とする。

(設置費用及び測量費用の負担者)

区分	対象	費用負担先(機能回復)	
		通常(協議有)	協議無・故意・過失
占有者及び公共工事	道路・港湾等	主管課	工事施工者
工事施工者	施主・民間	主管課	工事施工者
事故原因者	民間	—	事故原因者
土地所有者等 (民地占用の測量標)	民間	主管課	主管課

但し、主管課で協議の上、必要な測量標のみ再設置を行う

(その他)

第11条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度、定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。